

申第17号に対する窓口説明 会社は控訴したので議論しない!! たび重なる不当労働行為に反省なし!

10月30日、申第17号「東京地方裁判所の判決に対する申し入れ」の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。申第17号は、会社が中央労働委員会での組合側勝利の救済命令を不服として争っていた事件（行政訴訟M）で、東京地方裁判所が10月15日に会社の請求を棄却する判決を言い渡したことについて、中央労働委員会命令を直ちに履行すること等を申し入れていたものです。

会社は申第17号について、「この件について会社は控訴したので申第17号については協議の場で議論しない」と説明しました。これは会社がこれまで最高裁で認定された7件もの不当労働行為を全く反省していないことをあらわしています。本部はこのような会社の姿勢を許さず、「中労委命令を直ちに履行すると共に謝罪すること、控訴しないことを申し入れた」「控訴したから議論しないというのは乱暴だ」と抗議しましたが、会社は「判決に納得できないから控訴した。控訴したことについて議論するつもりはない」と居丈高で誠意のない対応に終始したため、対立を確認しました。

東京地方裁判所の判決に対する申し入れ

東京地方裁判所は10月15日、会社が中央労働委員会での組合側救済勝利命令を不服として争っていた事件「平成22年（行ウ）第657号」について、組合側の主張を認め、会社の請求を棄却する判決を下した。これは、中央労働委員会の命令を東京地方裁判所が認めたものであり、会社による一方的な組合掲示物の撤去が不当労働行為として法的にも社会的にも認められたものである。

会社はこの判決を重く受け止め、この間の度重なる不当労働行為を真摯に反省し、J R 東海労を敵視する姿勢を改め、中央労働委員会命令を直ちに履行するべきである。従って、下記の通り申し入れるので、誠意を持って回答すること。

記

1. 東京地方裁判所の判決を真摯に受け止め、中央労働委員会が認定した命令を速やかに履行すると共に、中央本部及び、新幹線関西地本、名古屋車両所分会に謝罪すること。
2. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。その内容は「今後はこのような行為を繰り返さないよう留意致します。」とすること。
3. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉における「これまでと同様、今後も不当労働行為をはじめ、違法行為は行なわない」との会社回答を撤回し謝罪すると共に、二度と不当労働行為は行わないことを誓約すること。
4. 企業としての社会的責任と反省の上に立ち、控訴は行わないこと。

以上

会社説明

この件について会社は控訴したので申第17号については協議の場で議論しない

主なやり取り

組合：中労委命令を直ちに履行すると共に謝罪すること、控訴しないことを申し入れた。

会社：必要に応じて会社が判断した。

組合：控訴したから議論しないというのは乱暴ではないか。

会社：公の場で議論しないということだ。

組合：組合から中労委命令を履行することを申し入れたのだから控訴したことについて会社見解を明らかにするなどの議論を行うべきだ。

会社：法律で控訴する権利は認められている。法に従って適切に行っている。

組合：組合からの申し入れには労使協議を開催し議論するべきだ。

会社：権利を行使するのに労働組合に説明する必要はない。

組合：これでは健全な労使関係をつくることはできないではないか。

会社：判決に納得できないから控訴した。控訴したことについて議論するつもりはない。

組合：対立を確認する。控訴したことと議論しないことについて抗議する。

以上